

# 9. 役員等の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本社会人アメリカンフットボール協会（以下「NFA」という。）定款の第5章 役員（理事・監事）の規定に基づき、この法人の役員、会長及び顧問（以下「役員等」という。）の費用弁償の支給の基準について定めることを目的とする。

(費用弁償の種類及び金額)

第2条 役員等が職務のため出張をしたときは、費用弁償としてこの法人の旅費規程に基づき、旅費を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、役員等が職務により社員総会、理事会その他の会議に出席したときは、費用弁償として交通費実費を支給する。

(支給方法)

第3条 前条の交通費実費は、すみやかに清算手続きを行い、指定された口座への振り込みにより支給する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(施行)

第6条 本規程は、2024年4月1日から施行する。